

スポーツ交流委員会会則

(名称)

第1条 この会は、スポーツ交流推進委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、スポーツを通じて仏生寺地区の住民交流、地域の活性化を推進する。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、仏生寺地区の団体が主催するスポーツ事業の運営等を支援する。

- (1) カローリング大会
- (2) 夜間ペタング大会
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおり。

- (1) 各集落で選出された体育委員
- (2) 氷見市スポーツ推進委員
- (3) 第2条の目的に賛同し、第3条の活動に協力できる者

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名

2 役員は会員の互選により選出し、任期は3年とする。

(附則)

この会則は、令和3年4月24日から施行する。